

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いすみ市長 太田 洋

市町村名 (市町村コード)	いすみ市 (12238)
地域名 (地域内農業集落名)	榎沢地区 (第一・第二・第三・第四・第五・第六)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、認定農業者を中心に担い手が確保されているが、担い手の高齢化が進み、後継者も不足している。今後は、将来の農業後継者の確保と育成が課題となる。
- ・昭和32年から昭和35年に区画整理、平成17年から平成28年に経営体育成基盤整備事業を実施済みであり、農地の集積が他の地域と比べて進んでいる地域である。
- ・イノシシ、キョン、アライグマといった獣害が問題となっている。
- ・集落営農があるが後継者不足のため今後厳しくなることが見込まれる。
- ・多面の組織があるが、草刈りが負担となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の担い手に中心農地の集積・集約化を進め、後継者不足や担い手の高齢化が深刻化する前に地域内の担い手の後継者を育成する。
- ・担い手耕作者を募り、集落営農の維持を続けていく。
- ・今後地域で耕作していくにあたり、設備投資について地域で話し合い、計画していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後必要に応じて話し合いを行い、取組について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を確保・育成していくため、県やJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で活用の予定はないが、今後活用について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--